

一関市議会 議会運営委員会 記録

会議年月日	令和2年1月14日(火)			
会議時間	開会	10時00分	閉会	11時06分
場所	議員全員協議会室			
出席委員	委員長 勝浦伸行		副委員長 金野盛志	
	委員 岩淵優	委員 佐藤浩	委員 小野寺道雄	委員 橋本周一
委員外議員	議長 槻山隆	副議長 沼倉憲二	議員 石山健	
遅刻	遅刻 なし			
早退	早退 なし			
欠席委員	欠席 委員 藤野秋男			
事務局職員	佐々木事務局長、佐藤次長、及川局長補佐兼調査係長 千葉局長補佐兼議事係長			
出席説明員				
本日の会議に付した事件	・議会改革について			
議事の経過	別紙のとおり			

議会運営委員会記録

令和2年1月14日

(開会 午前10時)

委員長 : ただいまの出席委員は6名であります。

定足数に達していますので、これより議会運営委員会を開会します。

藤野秋男委員が欠席のため、石山健議員が出席しています。

録画、録音、写真撮影を許可していますので、御了承願います。

本日の案件は、議会改革についてです。

最初に、(1)通年議会についてを議題といたします。

資料は3ページです。

各会派からの意見を資料にまとめました。

各会派から意見の発表をお願いしたいと思います。

最初に、一政会小野寺代表をお願いします。

小野寺委員 : 実施方法につきましては、自治法改正方式と先行自治体方式のどちらかというような選択肢の中で、やはり、先行自治体方式の事例が多いということ、いろいろな意味で組み立てる上では、先行自治体方式の例にならったほうがいいのではないかとということですし、会期については、議員の任期に合わせるということ、というのは、やはり議長の任期や委員会の任期も、例えば2年交代にするということになれば通年議会の中での組み立てよりも2年ずつというような組み立てが可能ではないかということでの考えです。

一事不再議につきましては、他の会派の意見と同じように、通常、定例議会の提出が可能となるような会議規則の改正をするというようなことをございます。

専決処分につきましては、原則として自治法に規定される以外の事項については、議会で審議するというのが原則ですが、ただし、軽易な事項については、執行機関と協議してルール化を図ったほうがいいのではないかとということです。

請願、陳情の提出については、緊急的なもの以外は現行どおりとするというふうな形をございます。

委員会の所管事務調査についても現行どおりと、ただし、やはり、より調査を深めるためには、事前学習的なものも定めるかどうかは別にして、確認しておく必要があるのかなというふうなことをございます。

議員の日程調整については現行どおり。

議会活動の優先については、当然そういうことで、これは、ルール化や規則を定め

るということではなくて、現行どおりというような考え方でございます。

委員長　：清和会佐藤委員、お願いします。

佐藤委員：実施方法については、先行自治体方式として、会期については、例えば任期の最後にその年の会期を合わせて決定できるので、それについてはこれから検討するというので先行自治体方式ということです。

一事不再議については、常時、通常会議の提出が可能とする会議規則の改正が必要ではないかと思えます。

専決処分については、原則として軽易な事項以外は議会を開会して議決する。

軽易な事項については、執行機関と協議して決めるということです。

請願、陳情の提出期限については、常時受け付けできることにしたらよいのではないかと考えております。

委員会の所管事務調査については、各委員会の現在の状況からすると、なかなか課題に向けた内容を検討まで至らないで視察していることも多いのではないかと、あくまでも各委員会でそれを抽出し、委員会の中で視察先を決定していくということを原則としてやっていったらいいのではないかと考えています。

議員の日程調整については、不在期間の連絡等は常識の範囲内で必要と考えるが、議会の日程調整をする際には早目に議員に知らせるべきでないかと考えております。

公務の優先については、規則等で定めることなく、議員の常識に委ねていいのではないかと考えております。

委員長　：日本共産党一関市議団、石山議員。

石山議員：きょうは代理で来ました。

通年議会の実施方法ということで、これは既に先行している自治体がありますので、その例を参考にして協議が必要だと思います。

一事不再議につきましては、地方自治法に規定はありませんけれども、住民自治権を保障するためにも、条例は定例月議会に再提出が可能になるように条例を改正してはいかがかということでもあります。

専決処分につきましては、従来こういう規定をしていますけれども、やはり災害、そうした市民に直接関わる条例とか、あるいは予算につきましては、やはり専決処分にはなじまないのではないかと考えますので、ここは内容の精査でございます。

次に、請願、陳情につきましては、請願権保障の立場から提出期限は定めないということではいかがでしょうか。

委員会の所管事務調査につきましては従来どおり、また、議員の日程調整につきましても従来どおり、議会活動の優先につきましても従来どおりでいいと考えます

が、欠席の理由として家庭の都合につきましては具体的に記載して提出することが必要だと考えます。

委員長：希望、金野代表お願いします。

金野委員：実施方法については、大きく二種類ありますけれども、私はどちらでも構わないと思いますけれども、会派の中では、自治法改正方式でいかがかということです。

一事不再議については、これは法的な定めはないのですけれども、常識的に判断して、今やっているやり方、そういう形がいいのではないのかということでございます。

ただこの通年議会となれば1年の間それが出されないということではなくて、通常の何月議会ということになれば出せるという扱いだと考えます。

専決処分については、やはり議会を招集するにしても、1週間から10日ぐらいはかかるわけです。

だからそこに間に合わないもの、例えば緊急な災害対応、あるいは従来のような事故、相手方のある事故については、当局とすり合わせをして、私は専決処分がいいのかなと思います。

請願、陳情の提出については、基本的には今のとおりですけれども、というのはいつでも市議会では受け付けていますので、そのとおりでいいのかなと思います。

委員会の所管事務については、現行のとおりです。

議員の日程調整と公務の優先については、ここで議論するのか、会派代表者会議でやるのかということはあると思います。

通年議会というのと、これはちょっと違うのかなと思いますので、会派代表者会議でこの辺については、ここに書いた内容でお話をしたいなと思います。

委員長：一関市議会公明党、岩渕代表。

岩渕委員：実施方法ですが、先行自治体方式がよかろうという意見であります。

それから、周期は、1月から12月が非常にわかりやすいのかなということで、暦年でどうかという意見であります。

こうした場合は、当市議会の会議規則の改正が必要になってきます。

先ほど、改選期に合わせてという話もございましたけれども、その辺も一応検討してみたのですが、例えば、改選の年の場合は、始期を1月にして終期を9月にして、それから10月から12月というように二段構えにするとか、そういうことも可能ですので、そういうやり方でそこは乗り切れるのかなというのはありました。

それから一事不再議については、例えば、今までどおり年4回の議会を開催すると仮定した場合、次の議会に提出が可能になるような、そういう規則改正をすることが必要だろうと思います。

それから専決につきましては、基本的には現行どおりでいいと思いますが、実情にのっとった形でよろしいかと思いますが、もし通年議会を実行するに当たっては、事前に当局との専決処分についての見直し等々についての協議をする必要があるかと思えます。

請願、陳情の提出でありますけれども、現行どおりでよろしいと思えます。

委員会の所管事務調査についても現行どおりということであります。

議員の日程調整であります。これはもう新たなルールをつくる必要はない、現行どおりでよろしいかといえます。

ただし、議会を開催するときに開催の何日後に、議会が開催されるかもその辺も話し合う必要があるのではないかと思えます。

ある自治体では、基本的に4日間のリードタイムをとって議会を開催するという、そういうところもございましたので、そういう部分で申し合わせになるかもしれませんが、そういうところもちょっと議論する必要があるかと思えます。

それから公務の優先については、基本的には現行どおりでよろしいかという意見でありました。

ただし、公務優先ということについても、再確認といえますか、再認識といえますか、その辺のところは必要ではないかということでもあります。

その他でありますけれども、会議録、それから議会だよりの調整についてとありますが、基本的には現行どおりになるように規則を改正する必要があるかと思えます。

それから発言の訂正、取り消しの期限でありますけれども、これも原則は現行どおりとなるように、これも規則の改正が必要だろうということです。

委員長 : ありがとうございます。

それでは、会派から意見を発表していただきましたので、意見交換を行います。

私も見ましたが、各会派で大きく違っているところはないのかなど、希望からも実施方法についても柔軟に対応できるというお話でしたので、これは多くの会派から先行自治体方式がいいのではないかという意見が多かったので、そこは希望会派と調整しながら進めたいと思えますし、後、大きく違うといえば専決処分について日本共産党一関市議団から災害補正等の関係がありますので、ここがちょっと整理が必要かと思えますので、これは委員長、副委員長に任せていただいて、次の委員会にこれをまとめさせていただいて提案をしたいと思えます。

それで、実施時期についてが1番問題になってくると思うのですが、私たちの任期中にやれるのか、それとも次の選挙後にやるのかということが大きな話題になってくると思えますが、その辺の御意見があればお伺いしたいと思います。

金野委員。

金野委員 : 今の私たちの任期の中にやっていかないと、改選になってから後の人にこう決ま

ったからやったらというわけにはいかないと思う。

10月からとか、1月からとかあるけれども、いずれ我々の任期中に通年議会というものを始めるということではないでしょうか。

始める時期についても、委員長と相談しながら決めて皆さんにお諮りしたいと思います。

10月から始めても、1月から始めても、あまり大差のない、調整できると思いますので、私は基本的には私たちの任期中に始めるべきだと思います。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：今、お話がありましたが、私たちの任期中にやるというのは、私たちの責任といえますか、そういう面で必要だと思います。

先ほど一政会から会期については議員任期に合わせるというお話でございましたので、この理由について、もう一度お聞かせ願えますか。

委員長：小野寺委員。

小野寺委員：例えば、委員会構成とか何かということがありますよね。

通年議会を導入して、議長の任期が一関市議会は4年になっておりますけれども、例えば2年交代とか、将来的にそういう選択もできるような組み立てでいくと、会期中に、議長交代なり委員会の構成を変えるというのもあって、対外的にも説明がつくのかなというところがあって、やはり、1つの会期が終わったところで、そういった委員会なり議長の選出が行われるべきだろうということでございます。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：そこのところは、例えば、1年間12カ月間、必ず会期にしなければならないということではないと思うのです。

そういう意味では1月から、例えば先ほど言いましたように9月までとか、10月から12月までとか、それから1月から、例えばいろいろな切り方が、切り方というか、二段構えの会期設定があるのではないかなとちょっと思っていて、そういう考えであれば、今の話は多少クリアになるのではないかと思います。

私たちが言った考えは、暦年で単純にわかりやすいというか、1月から12月ということでもわかりやすいのかなという理由で提案させていただきましたので、今の話でわかりました。

委員長：暫時休憩します。

(休憩 10 : 20 ~ 10 : 30)

委員長 : 再開します。

それでは通年議会については、ただいまさまざまな御意見をいただきましたので、取りまとめを委員長、副委員長を中心にやりまして、次回の委員会で皆さんに提案したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 御異議ありませんので、さよう決定しました。

以上で通年議会についての協議を終わります。

次に、議会基本条例についてを議題といたします。

資料は4ページから6ページです。

修正が必要と御意見が出されたところについて、改正前と改正後ということで表にしましたので見やすいかと思えます。

提案のありました会派から説明をお願いします。

最初に、一政会小野寺代表をお願いします。

小野寺委員 : 現在の基本条例の中では特に規定はないわけですがけれども、他市の取り組みや基本条例を見ますと、やはり議決事件の拡大というところがこれから求められるのかなというところでございますし、この前、10月に開かれた全国議長会の研修会等でも、やはりこれからの議会改革の中では地方自治法第96条の2項の活用というのは非常に重要だという有識者なり議会のメンバーからの意見も出されているようなので、それについては、当議会でも議会改革の一環として加える必要があるのではないかと考えてございます。

例えば、今、法で定められているのは、総合計画の基本構想とか定住自立圏の構想とかというのは独自に、当市でも条例化になっているわけですがけれども、それ以外に今問題になっているのは、いろいろな地域計画、市長はSDGsの構想とかあとこれまでの取り組みの中でまち・ひと・しごと総合戦略についても、議会で議決できるとして取り扱って、地方自治法第96条の第2項の活用という点ではそういう面も出てくるし、災害の問題もいずれ防災会議等で議論してそうなっているのですけれども、内容については我々議員としては見えないところもあるので、そういった点も含めて具体的にどうするかというのは次の段階ですがけれども、こういう条項を基本条例に加えていいのではないかと考えて1つですし、もう1つは、基本条例第28条のところですがけれども、一関市議会では検討するというような組み立てになっているわけですがけれども、これについても、やはり先行事例を見ると、見直しとか見直し手続きという条項の定め方をしている例が多いし、やはり基本条例の理念からしても、やはり、常にこの見直しというのは必要だろうと思っていま

す。

今回の、議会改革の話し合いの中でもそういうことでテーマになっているわけですが、その規定をきちんとうたうという形での見直しの案でございます。

委員長：続きまして、日本共産党一関市議団石山議員お願いします。

石山議員：まず、第3条の関係ですけれども、(1)議会活動を市民に対して説明する責務を有することに鑑みというところ、この辺をやはり意思形成過程を含めた積極的な情報公開、これが必要ではないかと思えます。

なぜそういうことになったのか、なぜそう決まったのか、この辺に意思形成過程も含めて情報公開を入れるべきではないかということが1つ。

もう1つは、(3)の提出された議案の審議または審査を行うほか、独自の政策立案を政策過程及び議員間討議、なかなかこれは課題になってなかなかできてこなかったのですけれども、提案及び議員間討議、ここもしっかりやる必要があるのだと、ただこれはなかなかできるものでもないし、ここは各議員で議員間協議が必要だということをきちんと、何でもかんでもできませんので、そういう点では選択をしていこうと思っております。

委員長：それでは、一政会と日本共産党一関市議団から説明をいただきましたが、ほかの会派からはございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：意見交換の前に事務的な調査をしましたので、事務局から説明をお願いします。佐藤事務局次長。

事務局次長：それでは、4ページ目の一政会から出されました改正前、改正後のところですが、第10条の関係でございます。

こちらのほうは、先ほど小野寺委員のほうから説明がありましたとおり、地方自治法の第96条の第2項の関係でございますけれども、この部分につきましては、事務局で調査しましたら、三重県伊賀市議会のほうで基本条例の中に定めがありまして疑問点の記載を見ていただきたいのですけれども、法に定めるもののほか、必要な事項を議決事件として追加することができるとはしてはなくて、積極的に議決事件の追加等を検討するものとするというような条文になっているというところを事務局では参考とさせていただいたところです。

そうしますと、一政会の場合は地方自治法の条文の部分を決めているので、特にこのような改正ではなくて、例えば伊賀市議会のような改正を参考にしてみてもどうかということですが。

それから、第2項で、理由及び根拠を明確にしなければならないというような部分では、具体的にどうするのかという部分は検討していただきたいということでございます。

なお、一関市議会の議決すべき事件に関する条例というのは、先ほど小野寺委員のほうからありましたとおり、総合計画の関係とか定住自立圏形成、協定の関係で、そちらの部分は別条例になっているということもありますので、そちらを廃止してこの基本条例にもってくるのか、あるいはそちらの議決すべき事件の条例を修正して追加していったらいいのかという部分の議論が必要かと思えます。

続きまして5ページ目ですが、見出しのところの検討を見直し手続きというふうな部分でございますけれども、条文の中にはその手続きの部分が記載されていないというところでございます。

それから、伊賀市議会の基本条例の中では、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかにとり、議会運営委員会において検証するとか、本会議において改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならないというような条文でございます。

続きまして6ページ目ですが、こちらは共産党一関市議団から出されたものでございます。

まず、1点目の政策提言を政策提案とした場合でございますけれども、政策立案や政策提案は一連の内容なので、政策提案だけでよろしいのではないかとというようなところでございます。

それから2点目は、委員間討議のところは改正になって盛り込まれているわけでございますけれども、第15条のほうに議員間討議は本条例の中ではあるわけでございます。そういったところもあわせて検討する必要があるのではないかとというようなところで、事務局では参考にしたところでございます。

委員長：休憩します。

(10:42~10:46)

委員長：再開します。

それでは、議会基本条例につきましては、ただいま一政会と日本共産党一関市議団から説明がございましたが、会派での話し合いも必要だと思えますので、この件につきましては、次回の委員会で検討したいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：異議ありませんので、さよう決定しました。

以上で、議会基本条例についての協議を終わります。

次に、議会改革意見交換会についてを議題といたします。

初めに1月22日、23日開催の一般市民向けの意見交換会についてです。

資料は、7ページとなります。

こちらの資料は、記者クラブにプレスリリースしたのになっております。

日程と参加委員はこのとおりとなっております。

よろしいでしょうか。

また、意見交換会で使うパワーポイントですが、委員会終了後に皆さんと一緒に検証していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：異議ありませんので、委員会終了後にパワーポイントを皆さんで確認したいと思います。

次に、2月4日に予定しています各種団体との意見交換会についてです。

内容につきまして、事務局より説明願います。

佐々木事務局長。

事務局長：2月4日開催の各種団体との意見交換会ということで、12月に来ていただいた青森中央学院大学の佐藤先生においでいただいて、ワークショップ形式で、各団体から選出していただいた方と懇談をしたいと思っております。

2月4日の午後2時から午後4時を予定しております。

先生からこの日が空いているということでしたので、よろしく願いいたします。

相手方ですが、先生から20人くらいが望ましいのではないかというお話をいただきましたので、一関青年会議所から4人、商工会議所から4人、いわて平泉農協から2人、両磐4Hクラブという若い農業者の方々ですけれども、ここから2人、世界遺産平泉・一関DMOから4人、一関市PTA連合会から2人、男女共同参画サポーターから2人ということで、半数は女性ということでお願いしながら選出していきたいと思っております。

これで合計しますと20人になるのですが、世界遺産平泉・一関DMOの理事が男性しかいなかったものですから、そこは人数調整をして男女共同参画サポーターから女性を2人入れたらいいかなと思っております。

議員は、議会運営委員会の7人の方々のほかに、有志の方3人に入っていて、議員10人、団体の方20人でワークショップをしたいと考えております。

委員長：それでは、意見交換を行います。

ただいま説明された方に声掛けをして、各種団体の方を20人ほど確保したいということですし、それから、こちらは議会運営委員会のメンバー7人にプラス有志3人ということで、10人で対応したいと思っております。

皆さんから御意見がありましたらお願いします。
小野寺委員。

小野寺委員：有志3人とは具体的にどう選ぶのですか。
希望をとるのか会派から選ぶのかその辺はどうですか。

委員長：休憩します。

(休憩 10:50～10:55)

委員長：再開いたします。
それでは、議会運営委員会以外のメンバーにつきましては、一関市議会公明党は出せないということでしたので、他の会派から1名ずつ出していただいて、それから無会派の方々にも声掛けをするということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：異議ありませんので、そのように進めます。
それでは各種団体との意見交換会は2月4日に予定どおり開催いたしますので、それで御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：異議ありませんので、さよう決定いたしました。
以上で、議会改革意見交換会についての協議を終わります。
次に、(4)タブレット化についてを議題といたします。
3月定例会からは、タブレットの本格実施が始まりますが、当局から議案等の配付についての協議がありました。
事務局から説明させます。
佐藤事務局次長。

事務局次長：3月定例会からタブレットの本格実施ということで始まりますけれども、例年配られています予算書、予算に関する説明書、予算の概要と予算のポイント、主要事業の説明書、これらもタブレットのほうにも載せるのですけれども、今回予算議会というようなこともありますので、この部分については、例年どおり紙でも配付することで事務局では考えているわけでありましてけれども、それ以外の議案についてはタブレットに載せるだけというようなことで考えているところです。
大体の配付資料はこちらのような形となります。

予算書、予算に関する説明書、予算の概要と予算のポイント、主要事業の説明書というところになると思います。

委員長 : 3月定例会の議案の配付につきましては、予算に関係する資料については、従来とおりで紙で配付していただくことといたします。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんのでさよう決定しました。
私ども議会運営委員会の資料につきましては、次の委員会からは基本的には紙の資料は配付しないで、タブレットで資料を配付したいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決定しました。
以上で、タブレット化についての協議を終わります。
以上で、議会改革についての協議を終わります。
次に2のその他に入ります。
委員の皆さんから何かありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 : ありませんので、予定した案件の協議を終わります。
暫時休憩いたします。

(休憩 11:01~11:06)

委員長 : 再開します。
それでは次回の委員会は2月4日火曜日10時に開会いたします。
後日、開催通知を送付いたします。
なお、本日の協議事項につきましては、各会派に持ち帰りの上、御報告をお願いします。
それでは以上で、委員会を終了いたします。

(閉会 午前11時06分)